

臨時職員の勤務及び給与に関する細則

平成31年細則第33号
平成31年4月1日制定
令和3年3月25日改正
令和3年8月27日改正
令和4年3月30日改正

(目的)

第1条 年金積立金管理運用独立行政法人（以下「管理運用法人」という。）の臨時職員に関する勤務及び給与について定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この細則において、臨時職員とは、業務上の必要に応じ、臨時職員として期間を限って雇用する者をいう。

(採用)

第3条 管理運用法人は、臨時職員を雇用する場合には、雇用条件（雇用期間、給与額等）を通知しなければならない。

(更新)

第4条 臨時職員の採用は、業務上の必要に応じて更新することができる。ただし、この場合には、雇用期間満了の日までに新たな雇用条件を、その都度、通知しなければならない。

2 管理運用法人が臨時職員に対し採用を更新しないこととする場合には、少なくとも雇用期間満了の30日前にその旨を本人に予告しなければならない。

3 前項の規定は、2月以内の期間を定めて採用する臨時職員には適用しない。ただし、所定の期間を超えて引き続き採用する場合は、この限りでない。

(期間の定めのない労働契約への転換)

第4条の2 契約期間が通算で5年を超える臨時職員は、無期雇用転換申出書（様式1）をもって総務部長に申し出ることにより、現在締結している労働契約の契約末日の翌日から、期間の定めのない労働契約による雇用に転換することができる。

2 期間の定めのない労働契約へ転換した臨時職員（以下「無期転換臨時職員」という。）の定年は、65歳に達する日の属する年度の末日とする。

3 無期転換臨時職員の雇用期間以外の雇用条件は、転換前のものを引き続き適用する。

(配置換)

第4条の3 臨時職員は、業務上必要がある場合には、配置換又は併任を命じられること

がある。

(勤務時間及び休憩時間)

第5条 臨時職員の勤務時間及び休憩時間は、業務上の必要に応じ、適宜、これを定める。

ただし、勤務時間については、1日当たり7時間30分を超えないものとする。

- 2 業務上の都合その他やむを得ない事情がある場合は、前項の規定により定めた勤務時間及び休憩時間を繰り上げ、又は繰り下げることができる。

(時間外勤務)

第6条 業務上特に必要がある場合は、臨時職員に対し、前条に規定する勤務時間外及び休日に勤務させることができる。

(年次有給休暇)

第7条 臨時職員は、次の各号に掲げる日数の年次有給休暇を受けることができる。ただし、管理運用法人は、業務上必要と認める場合には、請求した休暇の時季を変更させることができる。

- (1) 1週間の勤務日が5日以上とされている臨時職員、1週間の勤務日が4日以下とされている臨時職員で1週間の勤務時間が30時間を超えるもの及び週以外の期間によって勤務日が定められている臨時職員で1年間の勤務日が217日以上であるものが、雇用の日から6月間継続勤務し全勤務日の8割以上出勤した場合 次の1年間において10日
- (2) 前号に掲げる臨時職員が、雇用の日から1年6月以上継続勤務し、継続勤務期間が6月を超えることとなる日（以下この条において「6月経過日」という。）から起算してそれぞれの1年間の全勤務日の8割以上出勤した場合 それぞれ次の1年間において、10日に次の表の上欄に掲げる6月経過日から起算した継続勤務年数の区分に応じ同表の下欄に掲げる日数を加算した日数（当該日数が20日を超える場合は、20日）

6月経過日から起算した継続勤務年数	1年	2年	3年	4年	5年	6年以上
日数	1日	2日	4日	6日	8日	10日

- (3) 1週間の勤務日が4日以下とされている臨時職員（1週間の勤務時間が30時間を超える臨時職員を除く。以下この号において同じ。）及び週以外の期間によって勤務日が定められている臨時職員で1年間の勤務日が48日以上216日以下であるものが、雇用の日から6月間継続勤務し全勤務日の8割以上出勤し、又は雇用の日から1年6月以上継続勤務し6月経過日から起算してそれぞれの1年間の全勤務日の8割以上出勤した場合 それぞれ次の1年間において、1週間の勤務日が4日以下とされている臨時職員にあっては次の表の上欄に掲げる1週間の勤務日の日数の区分に応じ、週以外の期間によって勤務日が定められている臨時職員にあっては同表の中欄に掲げる1年間の勤務日の日数の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる雇用の

日から起算した継続勤務期間の区分ごとに定める日数

1 週間の勤務日の日数		4 日	3 日	2 日	1 日
1 年間の勤務日の日数		169 日から 216 日まで	121 日から 168 日まで	73 日から 120 日まで	48 日から 72 日まで
雇用の日から起算した継続勤務期間	6 月	7 日	5 日	3 日	1 日
	1 年 6 月	8 日	6 日	4 日	2 日
	2 年 6 月	9 日	6 日	4 日	2 日
	3 年 6 月	10 日	7 日	5 日	2 日
	4 年 6 月	12 日	9 日	6 日	3 日
	5 年 6 月	13 日	10 日	6 日	3 日
	6 年 6 月以上	15 日	11 日	7 日	3 日

2 前項の年次有給休暇が 10 日以上与えられた臨時職員に対しては、付与日から 1 年以内に、当該臨時職員の有する年次有給休暇日数のうち 5 日について、管理運用法人が臨時職員の意見を聴取し、その意見を尊重した上で、あらかじめ時季を指定して取得させることができる。ただし、臨時職員が自ら取得した年次有給休暇については、当該取得した日数分を 5 日から控除するものとする。

3 年次有給休暇の単位は、1 日又は半日（1 日のうち、始業の時刻から休憩開始時刻までの半日、あるいは休憩時間の終了時刻から終業の時刻までの半日のいずれかとする。）とする。ただし、特に必要があると認められるときは、1 年度について 5 日の範囲内で 1 時間を単位とすることができる。

4 1 時間を単位として使用した年次有給休暇を日に換算する場合には、その臨時職員の 1 日当たりの所定労働時間（1 時間未満の端数がある場合はこれを切り上げた時間）をもって 1 日とする。

（年次有給休暇の繰越）

第 7 条の 2 前条の休暇に未使用の日数があるときは、その日数（20 日の範囲の日数に限る。）を次の 1 年間に限り繰り越すことができる。

（特別有給休暇）

第 8 条 臨時職員は、次の各号に掲げる有給休暇を受けることができる。ただし、第 8 号から第 10 号の規定を除いては、6 月以上の雇用期間が定められている者又は 6 月以上継続勤務している者に限り適用する。

- (1) 本人が結婚する場合 5 日以内
- (2) 子が結婚する場合 2 日以内
- (3) 兄弟姉妹が結婚する場合 1 日
- (4) 父母、配偶者又は子が死亡した場合
 - 葬祭を主宰する場合 7 日以内
 - その他の者 4 日以内

- (5) 祖父母若しくは兄弟姉妹又は配偶者の父母が死亡した場合
葬祭を主宰する場合 4日以内
その他の者 3日以内
- (6) 前号に該当しない三親等以内の親族が死亡した場合
葬祭を主宰する場合 2日以内
その他の者 1日
- (7) 臨時職員の住居が火災にかかった場合又は火災が近隣にあった場合 必要と認められる期間
- (8) 天災又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難であると認められる場合 必要と認められる期間
- (9) 裁判員、証人、参考人、鑑定人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他の官公署へ出頭する場合 必要と認められる期間
- (10) 選挙権その他公民としての権利を行使する場合 必要と認められる期間
- (11) 臨時職員（1週間の勤務日が3日以上とされている者に限る。第16号及び第17号において同じ。）が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年度において5日以内（当該通院等が体外受精及び顕微授精に係るものである場合は10日以内）
- (12) 女性臨時職員が出産する場合 出産予定日前6週間（多胎妊娠の場合14週間）以内出産の翌日以後8週間、ただし、出産の翌日以後6週間を経過して、本人が勤務を申し出て、医師が支障がないと認めたときは、勤務させることができる。
- (13) 妊娠中の女性臨時職員が、母子保健法（昭和40年法律第141号）に規定する保健指導又は健康診査を受ける場合及び出産後1年以内の女性臨時職員が医師又は助産師から指示を受け、保健指導又は健康診査を受ける場合 必要と認められる時間
- (14) 妊娠中の女性臨時職員で、通勤に利用する交通機関の混雑の程度が、母体又は胎児の健康保持に影響があると認められる場合 1日1時間以内
- (15) 臨時職員が生後満1年に達しない生児を育てる場合 1日2回それぞれ30分
- (16) 臨時職員の配偶者が出産する場合 3日以内
- (17) 臨時職員が、配偶者の出産予定日前6週間（多胎妊娠の場合14週間）以内出産の翌日以後8週間までの期間において、出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子を養育する場合 5日以内
- (18) 臨時職員が、小学校就学の始期に達するまでの子を看護（負傷、疾病又は予防接種や健康診断を受けさせることによる。）するため勤務しないことが相当であると認められる場合
当該子が一人の場合 一の年度において5日以内
当該子が二人以上の場合 一の年度において10日以内
- (19) 臨時職員が、要介護状態にある家族の介護その他の世話をを行うため勤務しない

ことが相当であると認められる場合

当該家族が一人の場合 一の年度において5日以内

当該家族が二人以上の場合 一の年度において10日以内

(20) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）により、交通しや断又は隔離された場合 必要と認められる期間

(21) 前各号に掲げる場合のほか、特別の理由により臨時職員が休暇を申し出て理事長の許可を受けた場合 必要と認められる期間

2 前項各号に掲げる場合において、勤務地を離れて旅行する必要があるときは、これに要した期間を特別有給休暇として認めた期間を加算する。

3 第1項第11号及び第16号から第19号までの休暇の単位は、1日又は1時間とする。

4 第7条第4項の規定は、特別有給休暇について準用する。

（在宅勤務）

第8条の2 在宅勤務は、月に8日（週4日勤務の者にあつては6日、週3日勤務の者にあつては4日、週2日勤務の者にあつては3日、週1日勤務の者にあつては1日）を限度として行うことができる。

2 在宅勤務に関する事項については、前項に定めるもののほか、在宅勤務細則を準用する。

（給与の種類）

第9条 臨時職員の給与は基本給、扶養手当、通勤手当、時間外勤務手当、住居手当及び特別手当とする。

（基本給）

第9条の2 基本給は日額とし、その日額は職員給与規程に規定する正規職員本俸表の1等級9号俸の本俸月額及びこれに対する調整手当の月額の合計額を21で除して得た額（その額に100円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額）とする。

（扶養手当）

第9条の3 扶養手当は、無期転換臨時職員に対して職員給与規程第10条及び第11条並びに扶養手当支給細則の規定を準用して支給する。

（通勤手当）

第10条 通勤手当は、職員給与規程第19条及び通勤手当支給細則の規定を準用して支給する。

（時間外勤務手当）

第11条 第6条の規定により時間外及び休日の勤務を命じた場合には、職員給与規程第17条第1項から第3項まで及び第33条の規定を準用して支給する。この場合における勤務1時間当たりの給与額について、同規程第17条第3項中「本俸月額及びこれに対する調整手当の月額の合計額に12を乗じて得た額を1年間の所定労働時間数（理事長が別に定

める。)で除して得た額」とあるのは「基本給を7.5で除して得た額」と読み替えることとする。

(住居手当)

第11条の2 住居手当は、職員給与規程第20条及び住居手当支給細則の規定を準用して支給する。

(特別手当)

第11条の3 特別手当は、職員給与規程第21条から第23条まで及び第33条並びに特別手当支給細則のそれぞれ正規職員に適用される部分を準用して支給する。この場合において、職員給与規程第21条第4項中「本俸月額及び扶養手当の月額並びにこれらに対する調整手当の月額の合計額」とあるのは「基本給に21を乗じた額及び扶養手当の月額の合計額に、週5日勤務の者は100分の100を、週4日勤務の者は100分の80を、週3日勤務の者は100分の60を、週2日勤務の者は100分の40を、週1日勤務の者は100分の20を乗じて得た額」と、同規程同条第8項中「本俸月額及びこれに対する調整手当の月額の合計額」とあるのは「基本給に21を乗じた額に、週5日勤務の者は100分の100を、週4日勤務の者は100分の80を、週3日勤務の者は100分の60を、週2日勤務の者は100分の40を、週1日勤務の者は100分の20を乗じて得た額」と、特別手当支給細則第4条第2項第1号中「第2条第1項第2号に掲げる職員として在職した期間」とあるのは「第2条第1項第2号に掲げる職員として在職した期間及び職員給与規程第24条の規定により給与を減額された期間」と読み替えることとする。

2 奨励手当の成績率は、特別手当支給細則第6条第3項の規定に基づき理事長が正規職員について定める率のうち人事評価の成績区分がBの率を適用する。

(給与の減額)

第11条の4 臨時職員が遅刻及び早退等により定められた勤務時間を勤務しないときは、第11条に規定する勤務1時間当たりの給与額に、その勤務しない時間を乗じて得た額を減額して給与を支給する。

2 前項の減額の基礎となる勤務しなかった時間数は、その給与期間の全時間数によって計算するものとし、その時間数に30分未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、30分以上1時間未満の端数を生じたときは、これを1時間に切り上げるものとする。

(給与支給日)

第12条 臨時職員の基本給、扶養手当、通勤手当、時間外勤務手当及び住居手当は、毎月の末日を締め切り日とし、その月の額を翌月の15日に支給する。

2 特別手当は、6月30日及び12月10日に支給する。

3 前2項に規定する支給日が休日に当たるときは、その日前においてその日に最も近い休日でない日とする。

(退職手当)

第 12 条の 2 臨時職員の退職に際して退職手当は支給しない。

(就業規則の準用)

第 13 条 臨時職員の勤務に関しては、この細則又は別に定めるもののほか、就業規則を準用する。

(細則の制定又は改廃等)

第 14 条 この細則の制定、変更又は廃止は理事長が定める。また、必要に応じて、理事長は本細則の下位規程を定める。

附 則

1 この細則は、平成31年 4 月 1 日から施行する。

2 廃止前の臨時職員の勤務及び給与に関する細則（平成20年細則第 5 号）の規定により行われた決定その他の行為は、この細則の相当する規定により行われた決定その他の行為とみなす。

附 則（令和 3. 3. 25 改正）

この改正は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3. 8. 27 改正）

この改正は、令和 3 年 8 月 27 日から施行し、令和 3 年 8 月 1 日から適用する。

附 則（令和 4. 3. 30 改正）

この改正は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 8 条の 2 の規定は、令和 4 年 5 月 1 日から施行する。